旧警戒区域(富岡町)から避難した申立人らのうち、知的障害を持ち常時介護が必要となる者(X1)の日常生活阻害慰謝料について、月10割の増額が認められた事例(増額分のうち24万円は別途受領済み)。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4(以下、上記4名をあわせて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成23年3月11日から平成24年11月末日までの別紙の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、X1に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金4,000,00円の支払義務があることを認める。

被申立人は、X2に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金398、824円の支払義務があることを認める。

被申立人は、X3に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金260,000円の支払義務があることを認める。

被申立人は、X4に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金260、000円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、金2,472,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項別紙記載の損害項目のうち、介護によって増加した生活費(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。) については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

(仲介委員 田中俊充)

別紙

申立人X1について	
損害項目	金額
避難慰謝料	2, 120, 000
精神的損害 (増額分)	1, 880, 000
合計	4, 000, 000

申立人X2について	
損害項目	金額
介護によって増加した生活費	138,824
介護に伴う費用	260,000
合計	3 9 8, 8 2 4

申立人X3	
損害項目	金額
介護に伴う費用	260,000
合計	260,000

申立人X4	
損害項目	金額
介護に伴う費用	260,000
合計	260,000

損害額合計	4, 918, 824
既払金	2, 472, 000
合計	2, 446, 824